

普通交付税措置

- 地方公共団体が負担する公立大学の運営に係る経費について、普通交付税措置。
- 具体的には、公立大学の学生1人当たり単価(分野別の額)に学生数を乗じて算定。

【千葉科学大学が公立大学法人化した場合の普通交付税試算額】 (単位:人・千円)

学部名	学科名	分野	単価 ※1 A	入学定員 B	在学年数 C	収容定員 ※2 D(B×C)	在学者数 ※3 E	普通交付税試算額	
								収容定員 F(A×D)	在学者数 G(A×E)
薬学部	薬学科	保健系	1,675	100	6	600	343	1,005,000	574,525
危機管理学部	危機管理学科	社会科学系	214	120	4	480	345	102,720	73,830
	保健医療学科	保健系	1,675	80	4	320	197	536,000	329,975
	航空技術危機管理学科	理科系	1,465	40	4	160	113	234,400	165,545
	動物危機管理学科	理科系	1,465	60	4	240	132	351,600	193,380
看護学部	看護学科	保健系	1,675	90	4	360	224	603,000	375,200
合計						2,160	1,354	2,832,720	1,712,455

※1 単価:令和6年度普通交付税の算定に用いられた学生1人当たりの額
※2 収容定員:令和6年度の入学定員に在学年数を乗じた人数
※3 在学者数:令和6年5月1日現在の在学者数

運
営
経
費

特別交付税措置

- 公立大学が、地域連携や産学官連携を担う専門の組織（「地域連携センター」）を設置した場合の運営経費について、特別交付税措置（地域連携センターの運営に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の2分の1）

【対象経費の例】

- ・地域連携センター専任職員の給与・報酬
- ・知的財産の管理や公開講座の実施経費
- ・地元企業と連携したインターシップの経費

地方債措置

- 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学施設の整備に要する経費について、地域活性化事業債（充当率 90%、元利償還金に対する交付税措置率 30%）の対象とする。

【対象施設の例】

- ・産学連携拠点施設
- ・サテライトキャンパス
- ・地域交流拠点施設
- ・地域連携センター